

# 法務省通知が必要な場面（案）について（2）

1 住民票の記載事項に変更又は誤りがあることを知った場合に、法務省通知を行う（法務省通知により住民票の記載の修正を行う）。

## ③ 一時庇護許可者

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	一時庇許可者である旨	(在留資格)	上陸期間	(在留期間の満了日)	(番号)
1	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正	○					
2	在留資格の取得許可 (入管法第22条の3)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
3	在留特別許可 (入管法第50条①)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
4	上陸期間の変更 (入管法第18条の2①)				○		

## ④ 仮滞在許可者

(※) 上陸期間の満了の日及び一時庇護許可番号は住民票の記載事項としない予定。

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	仮滞在許可者である旨	(在留資格)	仮滞在期間	(在留期間の満了日)	(番号)
1	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正	○					
2	難民認定に伴う 在留資格の取得許可 (入管法第61条の2の2①)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
3	難民不認定等に伴う 在留特別許可 (入管法第61条の2の2②)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
4	仮滞在期間の更新許可 (入管法第61条の2の4④)				○		

## ⑤ 出生又は国籍喪失による経過滞在者

(※) 仮滞在期間の満了の日及び仮滞在許可番号は住民票の記載事項としない予定。

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	経過滞在者である旨	(在留資格)	(在留期間)	(在留期間の満了日)	(番号)
1	在留資格の取得許可 (入管法第22条の2③)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
2	特別永住許可 (入管特例法第4条②)		○ 特別永住者である旨				○ 特別永住者証明書の番号

# 法務省通知が必要な場面（案）について（3）

2 中長期在留者である旨等、住基法第30条の45に掲げる区分に変更又は誤りがあることを知った場合、法務省通知を行う（法務省通知により住民票の削除を行う）。

	事由	対象者
1	再入国許可を受けずに出国（入管法第25条）	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者
2	再入国許可の有効期間（みなし再入国期間）の経過（入管法第26条、第26条の2）	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者
3	難民旅行証明書の有効期間の経過（入管法第61条の2の12）	中長期在留者、特別永住者
4	退去強制令書の発付（入管法第47条⑤、第48条⑨、第49条⑥）	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者（5、6、10、12、15により通知を受けている場合を除く）
5	在留資格の取消し（入管法第22条の4①）	中長期在留者
6	在留期間の経過（入管法第24条第4号ロ）	中長期在留者
7	在留資格の変更許可（入管法第20条③）	中長期在留者
8	在留期間の更新許可（入管法第21条③）	中長期在留者
9	在留特別許可（入管法第50条①）	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者
10	上陸期間の経過（入管法第24条第6号）	一時庇護許可者
11	在留資格の取得許可（入管法第22条の3）	一時庇護許可者
12	仮滞在期間の経過（入管法61条の2の4）	仮滞在許可者
13	難民認定に伴う在留資格の取得許可（入管法第61条の2の2①）	仮滞在許可者
14	難民不認定等に伴う在留特別許可（入管法第61条の2の2②）	仮滞在許可者
15	在留資格を有することなく60日を経過（入管法第24条第7号）	経過滞在者
16	在留資格の取得許可（入管法第22条の2③、④）	経過滞在者

（7、8、9、11、13、14、16）→許可の結果、中長期在留者等でなくなった場合が想定される。

# 法務省通知の通知事項（案）について

## 法務省通知に含まれる情報

### 個人を特定する情報

氏名、生年月日、性別、  
国籍・地域、（旧）住所、在留  
カード番号・特別永住者証明  
書番号（※1）



### 住民票の異動に関する情報

- ・ 事由発生年月日
- ・ 異動事由（※2）



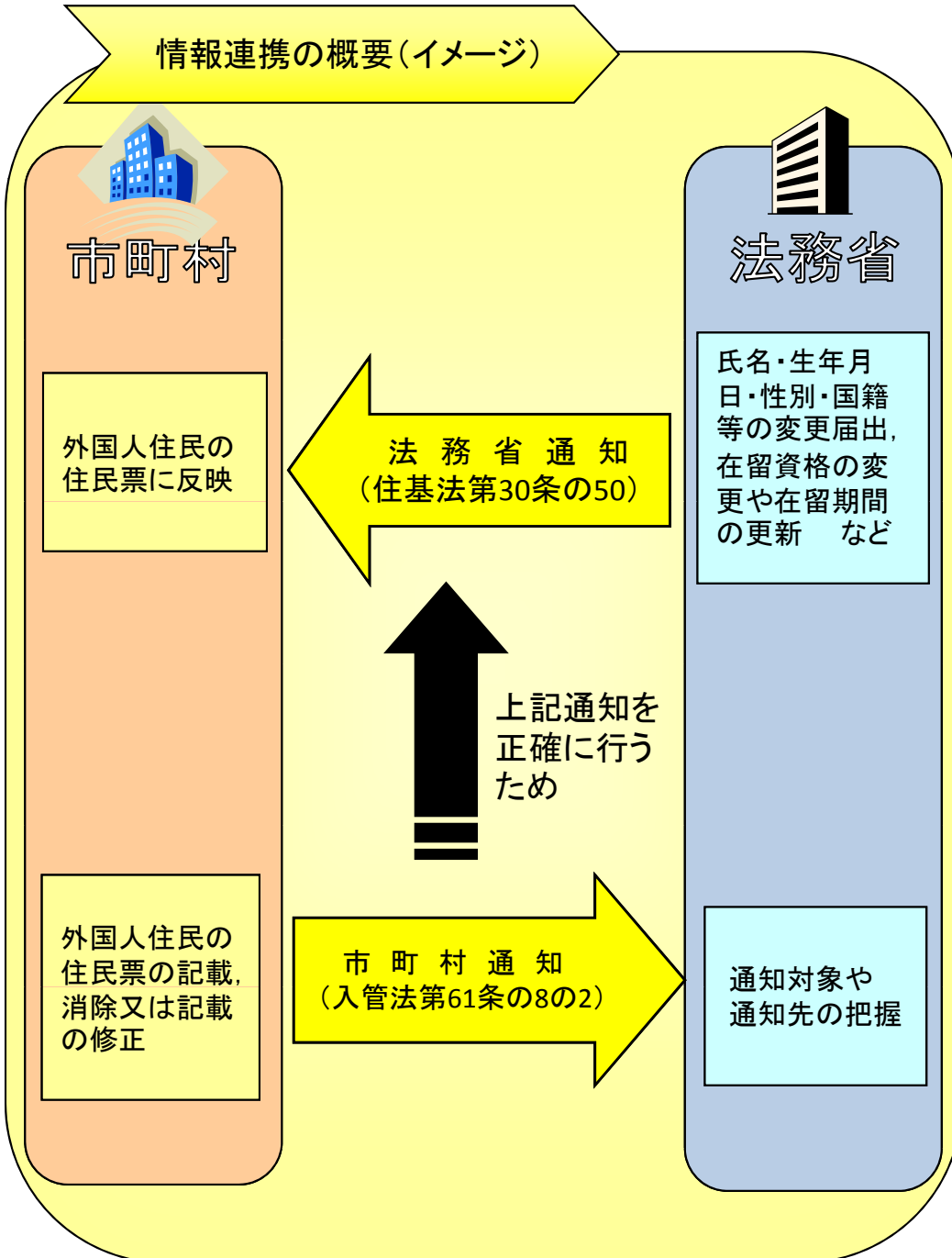
### 住民票の異動内容

（※1）一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者については、在留カード番号等がないため、通知には含まれない。

（※2）在留資格の変更等によって、中長期在留者等でなくなった場合には、その旨も通知する。

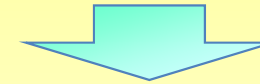
# 法務省と市町村との情報のやりとり等(入管法第61条の8の2関係)(1)

## 情報連携の概要(イメージ)



## 通知の目的

法務省通知を行うべき外国人住民の範囲や通知先の市町村を正確に把握



法務省・市町村間の確実な情報連携

(参考) 平成21年6月18日衆議院総務委員会(抜粋)  
(改正入管法第61条の8の2の目的について)

ご指摘の住民基本台帳法第30条の50と改正入管法61条の8の2の規定は対になっておるわけですが、61条の8の2の規定と申しますのは、法務大臣が外国人から届け出のあった氏名等の変更情報などを市区町村に通知するに当たりまして、その通知を行うべき外国人の範囲、あるいは通知先の市町村を正確に把握するためというものでございます。

(具体的な事例について)

外国人住民が出生、死亡したことにより外国人住民票を記載又は削除した場合にはその旨の情報を、あるいは行政区画の変更などがあった場合には変更後の住所情報をそれぞれ市町村から法務大臣に通知してもらうようなことを考えております。

# 法務省と市町村との情報のやりとり等(入管法第61条の8の2関係)(2)

## 届出に基づく住民票の記載等

外国人住民	住基法上の届出	
	適用条文	処理
中長期在留者・ 特別永住許可者	転入届(第30条の46)※	記載
	転出届(第24条)	消除
一時庇護許可者・ 仮滞在許可者	転入届(第22条)	記載
	転入届(第30条の46)	記載
	「中長期在留者等」となった場合の届出(第30条の47)	記載
	転居届(第23条)	修正
経過滞 在者	転出届(第24条)	消除
	転入届(第22条)	記載
	転居届(第23条)	修正
	転出届(第24条)	消除

※再入国許可により出国し、(出国前の転出届等により)住民票が消除された状況で再入国した後に、再入国出国前と同じ住所で新規転入届が行われ、これに基づいて住民票が記載された場合

## 改正住基法施行日における住民票への移行等

異動事由	住基法適用条文	処理
附則第3条第1項の規定により作成した仮住民票が施行日において住民票になったとき	附則第4条第1項	記載
施行の際現に外国人住民であるが、仮住民票が作成されなかった者からの届出があったとき	附則第5条第1項	記載

## 市町村長の職権による住民票の記載等

住基法施行令上の職権記載等	
適用条文	処理
届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において届出がないことを知ったとき(第12条第1項) (例)実態調査により転入届がされていないことが判明して住民票が記載された場合	記載 消除 修正
戸籍に関する届書等の受理等を行い、又は他市町村から住基法第9条2項の規定による通知を受けたとき(第12条第2項第1号) (例)国籍取得等に基づき職権修正が行われた場合 死亡届、死亡報告、失踪届等に基づき職権消除が行われた場合 〔経過滞 在者について〕 (例)出生届により経過滞 在者に係る住民票が職権記載された場合 国籍喪失届により経過滞 在者となった者に係る職権修正が行われた場合	記載 消除 修正
不服申立てについての決定等又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき(第12条第2項第6号〔6号ハを除く〕)	記載 消除 修正
行政区画等の変更等に伴い住所の表示の変更があったとき(第12条第2項第7号)	修正
住民基本台帳に脱漏、誤載があり、又は住民票に誤記、記載漏れがあることを知ったとき(第12条第3項)	記載 消除 修正

## 市町村通知を要しない場面

- 世帯変更届又は外国人間の続柄の変更届又は職権に基づく世帯事項に関する住民票の記載の修正
- 各種被保険者資格又は児童手当受給資格の得喪に関する住民票の記載の修正
- 法務省通知に基づく住民票の消除・修正



# 法務省と市町村との情報のやりとり等(入管法第61条の8の2関係)(3)

## 市町村通知に含まれる情報

### 個人を特定する情報

氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域, (旧)住所,  
在留カード番号・特別永住者証明書番号

### 新住所情報

(住所の変更を伴わない場合は不要)

### 住民票の異動に関する情報

[届出に基づく異動]

・届出年月日, 異動事実・異動事由

[職権処理に基づく異動]

・処理年月日, 異動事実・異動事由

【異動事実】記載/消除/修正

【異動事由】転入/転居/  
転出(国内・国外)

【異動事実】記載/消除/修正

【異動事由】職権記載/職権消除/  
職権修正(住基法施行令条文番号)

### その他の情報

[事由発生日]

- ・転出予定年月日
- ・死亡年月日
- ・国籍喪失年月日, 国籍取得年月日

## 入管法第19条の7等又は入管特例法第10条の届出があった時に通知すべき情報

### 個人を特定する情報

氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域, (旧)住所,  
在留カード番号・特別永住者証明書番号

### 異動を示す情報

- ・異動事由
- ・届出年月日
- ・転入又は転居年月日

【異動事由】  
「転入」又は「転居」

### 新住所情報

# 法務省と市区町村との情報連携等に関する主要論点(イメージ図)【再掲】

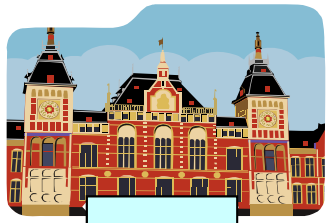
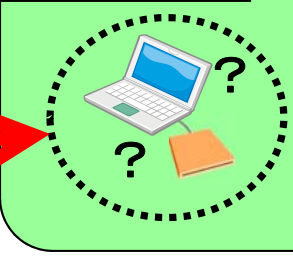
※ 本件については、第8回実務研究会資料2も併せて参照

今後、実務研究会で検討予定

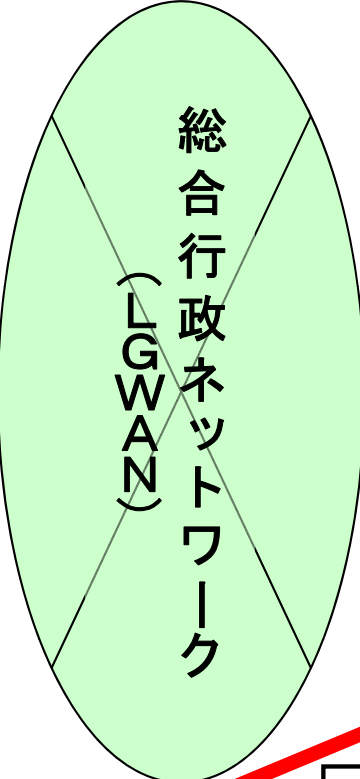
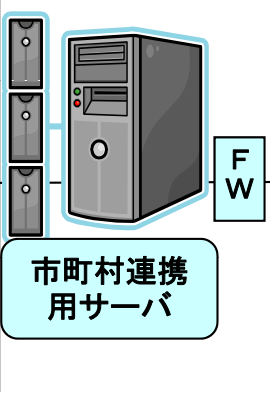
A市(出張所等)

住民行政課(窓口)

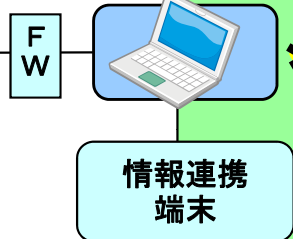
**【論点2】**  
(下記参照)



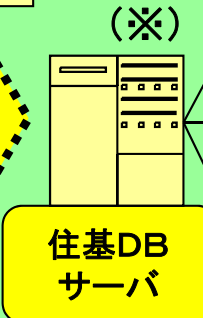
法務省



A市(本庁舎)



連携



住民行政課(窓口)



前回及び今回の実務研究会で検討

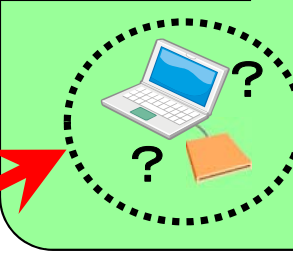
**【論点1】**  
情報連携端末と住基DBサーバの連携の在り方

今後、実務研究会で検討予定

A市(出張所等)

住民行政課(窓口)

**【論点2】** 窓口(支所・出張所含む)の運用  
住居地情報をIC部に記録することの是非  
ICカードR/W及び操作端末の設置の是非



(※) A市の既存住基システム